

医療・社会福祉施設再エネ導入レジリエンス強化事業

茨城県では、再生可能エネルギーの導入支援を通じ、エネルギー価格高騰による事業者負担の軽減を図るとともに、地域における災害レジリエンスの強化を促進することを目的として、災害発生時に機能維持が求められる医療・社会福祉施設に対し、太陽光発電設備及び蓄電池導入の際の経費の一部を補助します。

補助対象事業

茨城県内の事業所に太陽光発電設備又は蓄電池を設置し、原則、発電した電力を自家消費すること。

補助対象設備・補助額

補助対象設備	補助額
自家消費型 太陽光発電設備	以下のいずれか低い方の額とする。ただし、1億2,000万円を上限とする。 ①発電出力×11.5万円/kW ②補助対象経費に1/2を乗じた額
蓄電池	以下のいずれか低い方の額とする。ただし、自家消費型太陽光発電設備の上限額に相当する発電出力に7.5万円を乗じた額を上限とする。 ①蓄電容量×7.5万円/kWh ②補助対象経費に1/2を乗じた額

※補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な設計費・設備費・工事費とします。

※いずれか一方のみでも可。但し、蓄電池のみの補助を受ける場合、事業者において太陽光発電設備が導入済みであることを要件とする。

補助対象となる事業者

○医療施設

医療法第一条の五第一、二項、同法第一条の六第一、二項、同法第二条第一項で規定された者

○社会福祉施設

社会福祉法第二条第二項で示す第一種社会福祉事業を実施する者で、かつ、同法第二条第四項各号に該当しない者

○薬局

医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十二項で示す者

【お問い合わせ先】

再エネ導入レジリエンス強化関連事業支援事務局（常陽産業研究所内）

電話：029-233-6735（平日9:00～17:00）

※申請書類等は上記事務局で受け付けます。提出方法等の詳細は、県ホームページをご確認ください。



茨城県

申請受付期間

受付期間	予算額
令和6年7月30日（火）9時から 令和6年8月9日（金）17時まで （必着・厳守）	約4億円

※申請は、予算額の範囲内で先着順に受付します。

※予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ります。詳細は、県ホームページをご確認ください。

申請方法

電子メールまたは郵送（必着）

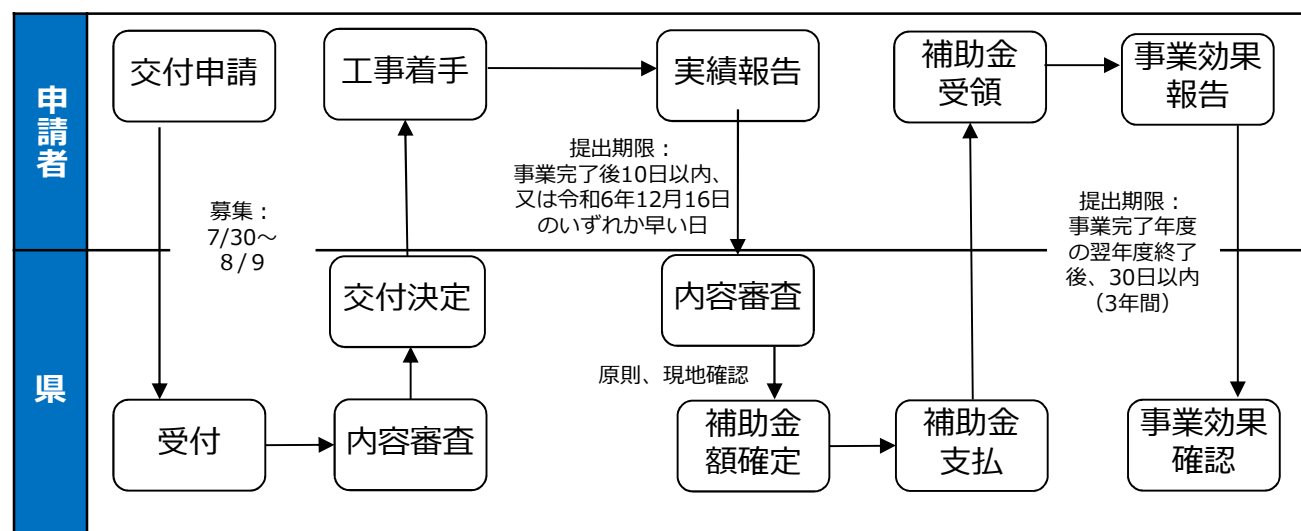
※申請書類、添付書類及び提出先は、県ホームページをご確認願います。

補助事業実施期限

令和6年12月16日（月）（厳守）

※本補助金は、国の交付金を財源としており、年度内に事業が完了する必要があることから、原則、実施期限の延長はできません。交付申請にあたっては、補助対象設備の納期や工事期間等を事前によくご確認ください。

主な手続きの流れ



※交付決定前に契約・発注、工事に着手した場合は補助対象外となります。

注意事項

申請書類の記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyuu/energy-resilience.html>

